

海域レジャーに関する海面利用協定書細則

漁業権漁業場内での調和のとれた秩序ある海面利用がなされることを目的として、甲、乙が海域レジャー事業に関する海面利用協定細則を厳守する。

第1条 環境保全協力券及び協定ステッカー料金の支払い方法

1. 本協定第6条に規定した海面利用料金の支払い方法は、甲の発行する「環境保全協力券及び協定ステッカー」を乙が購入する方法で行う。
2. 「環境保全協力券及び協定ステッカー」は、甲が指定した場所で販売する。
3. 乙は、毎日の海域レジャー人数を書類に残し、「環境保全協力券及び協定ステッカー」の支払い代金は月末締めを持って、翌月10日までに人数を明記した用紙及び環境保全協力券を持参し甲の決めた担当者に支払う。

第2条 環境保全協力券及び協定ステッカー購入の確認

1. 甲に属する監視員は護岸及び海上において、乙に対して環境保全協力券及び協定ステッカー所持の確認を求めることができる。
2. 環境保全協力券には契約年月日及び事業者名を記入し、事業所又は船長が所持する。
3. 海域レジャー当日、海域レジャー数と環境保全協力券及び協定ステッカーの確認などについて、甲所属の監視員から求められた場合は、直ちに提示する。
4. 環境保全協力券及び協定ステッカーを複製または偽造した場合は事業者に対して、一人千円の反則金を課す。
5. 乙が環境保全協力券及び協定ステッカーの支払いをせずに海域レジャー事業を行った場合、甲は事業者に対し月三万円の反則金を課す。

第3条 ブイの使用方法

甲と乙は、海域レジャーエリアに設置されたブイを破損したり、甲、乙との協議なしに移動させてはならない。

第4条 環境保全協力旗もしくは協定ステッカーの明示

1. 乙は海域レジャー事業を行う場合には、必ず環境保全協力旗もしくは協定ステッカーを店舗や船舶、車などの見えるところに明示する。
2. 乙が環境保全協力旗もしくは協定ステッカーを明示せずに海域レジャー事業を行っていた場合、甲は乙に対し、一万円の罰則金を課すことができる。
3. 乙が、環境保全協力旗もしくは協定ステッカーを他の海域レジャー事業者へ貸出あるいは譲渡した場合、甲は乙に対し三万円の罰則金を課すことができる。

第5条 禁止行為及び罰則

1. 乙は、非協定業者の委託を受けた場合も、本協定第5条の料金徴収を行わなければならない。
2. 乙は、海域レジャー事業を目的に、非協定業者の船舶を傭船した場合も本協定第5条の料金徴収を行わなければならない。
3. 乙が禁止行為に違反した場合、甲は乙に対し、3万円の罰則金を課すことができ、乙が再三の警告を無視した場合、甲は乙に対して本協定を解除することができる。

第6条 水産動植物の採捕

乙は、海域レジャー事業による水産動植物の採捕を一切してはならない。これらに違反した場合は、3ヶ月以下の漁業権漁場利用の停止及び刑事告発を行う。但し、有害生物の駆除に関してはこれに該当しない。

第7条 海面利用協定監視活動

1. 甲は、漁業従事者や非協定業者とのトラブル解決に積極的に介入し収拾に努める。
2. 甲は、乙が本協定の実行に違反がないかを監視することができる。

第8条 北谷町漁業協同組合の承認

本協定の基本的事項（環境保全協力金及び海域レジャー区域設定等）は、北谷町漁業協同組合が承認決定し、北谷町漁業協同組合の組合長が承認してはじめて有効となる。

第9条 保護保全活動への協力

本協定第7条及び同第12条における保護保全活動に乙は積極的に協力する。

第10条 甲は、暴力団及び暴力団関係者の排除

甲もしくは乙が、暴力団及び暴力団関係者との関わりを持った場合は、甲および乙が関係機関との協議のうえ、甲もしくは乙は本協定を解除することができる。